

嘉手納基地周辺地域における騒音コンターの見直し作業の中止、
騒音などによる健康被害の抜本的解決を求める意見書

現在、沖縄防衛局は嘉手納飛行場の第一種区域等の見直し（以下「コンター改訂」という）作業に着手している。当初、沖縄防衛局は、昨年7月末日までに調査を完了させ、新コンター素案を関係自治体に提示する予定であったところ、10月末日に延期し、そしてさらに今回、平成29年3月31日まで再延期した。

ところで、今回のコンター改訂によって、現行コンターが縮小される見通しであることがマスコミ等を通じて報道されている。機能強化が進む嘉手納基地周辺の住民の実感からすれば、米軍機騒音被害は軽減されるどころか、一層激化、深刻化しているのが実情であり、コンター縮小は、被害実態、住民感覚とは大きく乖離したものといわざるをえない。

このような被害実態、住民感覚と乖離したコンター改訂が予測される大きな原因は、騒音コンターの基準となる航空機騒音評価指標及びその基準値自体の問題にある。

すなわち、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（防衛施設周辺環境整備法）第4条に基づき、防衛大臣が「航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しい」と認めて指定する第一種区域の基準（現L d e n 6 2 d B・旧W E C P N L 7 5：防衛施設環境整備法規則第2条）、あるいはその根拠である「航空機騒音に係る環境基準」が定める基準値（類型Ⅰの地域でL d e n 5 7・旧W E C P N L 7 0、類系Ⅱの地域でL d e n 6 2 d B・旧W E C P N L 7 5）は、40年以上前の古い科学的知見に基づいて設定された数値であり、住民の健康被害、睡眠妨害、生活妨害に関する現在の科学的知見を全く反映していない過去の基準値にすぎない。

さらに、嘉手納基地では今後F-15からF-35への切り替え計画、CV-22オスプレイ配備計画等が浮上しているが、かかる新機種の騒音実態及び生活や健康に与える影響が、新コンター策定に際し反映されていないという懸念がある。特に、CV-22オスプレイが発生させる低周波音による影響、爆音発生状況は現行の環境基準における評価指標（L d e n）では考慮されていない。とりわけ嘉手納町民にとっては、たび重なる外来機の飛来・訓練の激化により周辺地域における騒音は激しく、日常生活への影響はもとより、排気ガスによる異臭、聴力の異常、授業の中断等、地

域住民の健康や生活に甚大な被害のさらなる増大が考えられる。騒音コンターは縮小ではなく拡大をすべきである。

このような評価指標及び環境基準値に基づき策定された騒音コンターでは、嘉手納基地周辺住民の健康、睡眠、生活の質を守ることはできず、逆に、町民の健康被害、悪臭被害、睡眠妨害、生活妨害を過小評価することになる。

よって、以下の事項について実現するよう強く要請する。

記

- 1 嘉手納基地周辺地域における騒音コンターの見直し作業を中止すること。
- 2 米軍機の騒音から町民の健康、睡眠、生活を守り、悪臭被害を防止することを目的とした騒音及び被害実態調査を実施すること。
- 3 環境省の「航空機騒音に係る環境基準」を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月28日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 防衛大臣 環境大臣 沖縄防衛局長